

内閣官房令

府

令

○内閣官房令第四号
標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令
標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（表二の項関係） 第二条 「略」</p> <p>2 表二の項第二欄第三号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、管区警察局長の府県情報通信部及び四国警察支局の県情報通信部とする。</p> <p>〔3～11 略〕</p>	<p>（表二の項関係） 第二条 「同上」</p> <p>2 表二の項第二欄第三号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、管区警察局長の府県情報通信部とする。</p> <p>〔3～11 同上〕</p>

附則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十一号

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二十七条第四項、第三十一条の二第四項、第三十二条第四項及び第三十三条第三項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）第四十八条第三項の規定に基づき、並びに同法、同令及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）を実施するため、警察法施行規則及び警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警察法施行規則及び警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令（警察法施行規則の一部改正）

第一条 警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 「略」</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款 長官官房（第二条―第十六条）</p> <p>第二款 生活安全局（第十七条―第二十四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 「同上」</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款 長官官房（第二条―第十四条）</p> <p>第二款 生活安全局（第十五条―第二十一条）</p>

○内閣府令第二十号
不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項及び船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項の規定に基づき、内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣府の所管に属する内閣府令

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令（昭和三十一年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。</p> <p>〔略〕</p> <p>中部管区警察局長 中国四国管区警察局長 警察支局長 管区警察学校長</p> <p>〔略〕</p>	<p>内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。</p> <p>〔同上〕</p> <p>中部管区警察局長 中国管区警察局長 四国管区警察局長 管区警察学校長</p> <p>〔同上〕</p>

附則

この府令は、公布の日から施行する。